

保護者様

国立市立国立第三中学校長

### 【B】登校連絡票

- ・ この用紙は、「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」、第三種感染症のうち「その他の感染症」にお子さんが罹患した場合に使用するものです。
- ・ お子様が登校する際は、保護者様が記入した本紙を必ず持たせて登校させてください。

病名 (○をつけてください)	出席停止期間	提出様式
インフルエンザ ( 型)	(発症日を0日目として)発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	【B】
新型コロナウイルス感染症	(発症日を0日目として)発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
溶連菌感染症      マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎      ヘルパンギーナ 手足口病            その他(            )	医師により指示のあった期間	

<p style="text-align: center;"><sup>りかん</sup> 罹患中の主な症状 (該当する症状全てを○で囲んでください)</p> <p>・発熱    ・頭痛    ・筋肉痛    ・関節痛    ・倦怠感    ・咳    ・鼻水    ・咽頭痛    ・発疹 ・食欲不振    ・吐き気    ・嘔吐    ・下痢    ・腹痛    ・その他(            )</p>			
発症日	月    日    曜日	解熱または 症状が軽快した日	月    日    曜日
受診日	月    日    曜日 (医療機関名:            )		
検査日	※受診せず、ご自宅で検査キットを使用した場合のみ記入 月    日    曜日 (製品名:            )		

上記の疾病の出席停止期間が過ぎ、全治(軽快)したため、令和\_\_年\_\_月\_\_日より登校させます。

学校長 殿

国立市立国立第三中学校

年 組 児童・生徒氏名

保護者名



## インフルエンザ出席停止早見表

		発症日から5日を経過した後									
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○		
		出席停止									
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									
例6	一度、解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は、「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度は解熱したが再度、発熱した場合は再度、解熱した日から数えて2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診した上で本紙を学校に提出してください。

## 新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表

		発症日から5日を経過した後									
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目		
例1	発症後1日目に 軽快した場合	発症	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例2	発症後2日目に 軽快した場合	発症	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例3	発症後3日目に 軽快した場合	発症	→	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例4	発症後4日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例5	発症後5日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○		
		出席停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、軽快後1日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・「発症した日＝発症0日目」となります。同様に軽快したその日は、「軽快後1日目」とはならず、「軽快したその日＝軽快0日目」となります。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまではマスク着用を推奨します。